

パブリックコメント意見募集の結果公表

帯広市国民保護計画（素案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果につきまして、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見等について検討した結果、帯広市国民保護計画（素案）の修正は行わないこととしました。

【意見募集結果】

案 件 名	帯広市国民保護計画（素案）		
募 集 期 間	平成18年11月14日（火）～平成18年12月13日（水）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	11件（7人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	4 件
	参考	今後の参考とするもの	2 件
	その他	意見として伺ったもの	5 件
意 見 の 受 取 り	電子メール		人
	郵送		人
	ファクシミリ		人
	直接持参		7 人

【意見等の内容】

別紙のとおり

【参考資料】

帯広市国民保護計画（素案） 修正案

帯広市国民保護計画（素案） 修正案 は、帯広市国民保護協議会において計画の素案を審議し、素案の内容を一部修正したものです。

【意見等の内容】(パブリックコメント)

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>帯広市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、戦争を否定し平和都市として存在する活動を続けてきた。</p> <p>国民保護法そのものは有事法制の骨格を形成する「武力攻撃事態法」に基づくものである。</p> <p>有事法制は、「戦争のできる国」に向けた体制整備に他ならない。</p> <p>帯広市は国民保護計画を作成するべきではない。同計画は核兵器廃絶平和都市宣言等といったこれまでの取り組みと真っ向から矛盾するものである。</p> <p>「武力攻撃事態」や「緊急処理事態」はいたずらに住民の危機感をあおる空理空論に過ぎず、現実となる蓋然性はないのであり、帯広市が同計画を作成する必要性もない。</p> <p>なお、国民保護法に定められた作成義務についても、その期限については法令には定められていないのであり、早急に作成する必要はない。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>我が国が平和主義と国際協調の下に、世界の平和と安定のため努力を続けることが重要であると認識しておりますが、万が一国民の安全を脅かす事態が発生し、又はその恐れがある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。</p> <p>市は、武力攻撃事態等における市の責務を果たすため、国民保護法第35条第1項に基づき策定いたします。</p>
<p>仮に帯広市国民保護計画を作成する場合であっても、帯広市が住民を軍事活動に動員し、積極的に住民の権利・自由を侵害する様なことが決して起こらないよう、計画の策定及びその後の運用において最大限に注意するとともに、住民によるチェック機能が果たされるように透明性を確保すべきである。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>武力攻撃事態等においても、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されるべきことは当然であり、国民保護法第5条第1項の規定はその趣旨を入念的に規定したものです。同条第2項の規定は第1項と相まって、日本国憲法が保障する国民の自由と権利の尊重について、その具体的意味を規定したものです。</p> <p>市の国民保護計画は、国民保護措置に関する基本方針として、そのような国民保護法第5条など法の目的に沿って作成しております。</p>
<p>「第1編 総論」「第1章 帯広市の責務、計画の位置付け、構成等」について、帯広市の本計画に対する理念や指針などを、前文として盛り込むべきである。</p> <p>そして前文については、帯広市自らが主体的に平和の実現や戦争回避に向けた施策をとっていくことを第一に盛り込むべきである。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>万が一国民の安全を脅かす事態が発生し、又はその恐れがある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命です。</p> <p>市は、武力攻撃事態等における市の責務を果たすため、国民保護法に基づき国民保護措置を実施します。</p> <p>なお、国民保護計画は、法の趣旨に基づいて万一武力攻撃事態に至った場合に、住民の避難</p>

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
		や救援に関する措置を定めるものであり、特に平和に関する記述をするものではありません。
<p>「第2章 国民保護措置に関する基本方針」(1)において「基本的人権の『尊重』」、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を『尊重』する」とあるが、人権の不可侵性や憲法の最高法規性に照らせば、単に「尊重」すれば足りるというものではない。ここは「尊重」ではなく「遵守」などとすべきである。</p> <p>また、その制限について、「公正かつ適正な手続の下に」とあるが、まず第一に「適法」でなければならないことを明記すべきである。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>国民保護法第5条では、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないことを理念的に規定しており、その旨を計画に記載しています。</p>
<p>「第2編 平素からの備えや予防」第1章第1-3 消防機関の体制」について、「地域住民の消防団への参加促進」とされているが、参加はあくまでも住民の自主的な意思に基づくものであり、強制であってはならないことを明記すべきである。</p> <p>法令上も事実上も、消防団や町内会などの組織への参加が強制されないこと、軍事活動への動員の手段としないことを明らかにする必要がある。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>国民保護法において、国民保護措置に当たっては基本的人権の尊重をする旨、及び国民の協力は、国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない旨が規定されています。</p> <p>計画においては、法の趣旨に基づき策定いたします。</p>
<p>「第2編 平素からの備えや予防」第1章第5-2 訓練」(3)で町内会等と連携し住民に対し広く訓練への参加を呼びかけるとあるが、これについても参加はあくまでも自主的なものであって強制であってはならないことを明記するとともに、軍事活動への動員の予行演習とならないよう実施主体や参加団体、訓練の内容などについて慎重な取扱いをする旨を記載すべきである。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>国民保護法において、国民保護措置に当たっては基本的人権の尊重をする旨、及び国民の協力は、国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることはあってはならない旨が規定されています。</p> <p>計画においては、法の趣旨に基づき記載しました。</p> <p>訓練の実施に当たっては、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけますが、参加はそれぞれの自主判断により、任意で行われるもので、決して強制するものではありません。</p>

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>「第2編 平素からの備えや予防」全体について、近代・現代の戦争においては、いきなり国民の間に戦時体制、動員体制が構築されたのではなく、「平素・平時からの備え」の名の下にこれらが構築されてきたのである。</p> <p>帯広市国民保護計画の作成に当たっては、これを戦争への動員や翼賛の道具としてはならないとの視点が不可欠である。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>国民保護法において、国民保護措置に当たっては基本的人権の尊重をする旨、及び国民の協力は、国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることはあってはならない旨が規定されています。</p> <p>計画においては、法の趣旨に基づき策定いたします。</p>
<p>「第3編 武力攻撃事態等への対処」全体について、「武力攻撃事態」が現実となる蓋然性がなく、前提事実そのものが空理空論である。</p> <p>万が一にもそのような事態が発生した場合、対処内容が抽象論や一般論に終始し、具体的にどのように個々の住民を保護するのかが見えてこない。</p> <p>市国民保護計画を作成するのであれば、組織論、機構論、手続論に終わることなく、住民が市役所に対して何を求めるかを具体的に検討し、それに対しどう対応するかを更に盛り込むべきである。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>国は国民の保護に関する基本指針において、我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題であるとしております。</p> <p>市の国民保護計画が対象とする事態については、国の基本指針及び道国民保護計画の中で、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、想定した特定の事態を対象としています。これらの想定事態は、国、道、市及び関係機関が共通認識を持ち、連携して国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために重要な事項であります。</p>
<p>「第3編 武力攻撃事態等への対処」「第2章1 市対策本部の設置」について、(4)「市対策本部における広報等」で広報について触れ、「事実に基づく正確な情報であること」と記載されているが、この正確性を確保するため、中立・独立の第三者の関与や第三者機関の設置等を検討すべきである。</p> <p>帯広市においても、広報内容が正確な情報であるように自ら努力するのみならず、常に正確性を検証しこれを確保するため、市対策本部から独立した立場を有する第三者の関与や第三者機関の設置を検討すべきである。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>「市対策本部における広報等」については、国民保護法第8条で国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならないと規定しており、市の計画では武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置し、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備するとしています。</p>
<p>3編 武力攻撃事態等への対処」「第3章7 ボランティア団体等に対する支援等」で、ボランティア活動への支援等については、帯広市がボランティ</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>国民保護法第4条において国民は国民の保護のための措置の実施に関し、協力するよう</p>

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>ア活動を行う個人や団体などを統制したり指揮命令したりするものではないことを明記すべきである。</p> <p>ボランティアはその自主性や、行政の手の届きにくい分野での活動などに特徴があるのであり、保護計画においてはこれらを損ねることのないよう注意が必要である。</p>		<p>努めるものと規定されており、またその協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない旨、規定されており協力を要請した場合でも、これに応ずるか否かについては任意であって義務ではありませんが、国民においては必要な協力をする事が期待されているという趣旨であり、市国民保護計画においても同様の趣旨を記載しております。</p>
<p>「第3編 武力攻撃事態等への対処」「第7章第2-3 応急公用負担等」について、市長の事前措置、応急公用負担とも、住民の権利、自由、財産を制限するものでありながら、その具体的な要件等や手続などについて記載されていないのは失当である。</p> <p>住民の権利や自由、財産等を制限する場合であってもそれは必要最小限でなければならないのであって、行政の広範な自由裁量に委ねられるものではない。そのためには、どのような要件を満たす場合にどのような権利等がどのように制限されるのか、事前に定められていなければならない。</p> <p>また行政権の濫用を防ぐために、住民の権利等を制限する場合にはその手続も適法、公正かつ適正でなければならない。</p> <p>最低限、告知・聴聞の機会の確保、不服申立制度などは不可欠である。また市長単独ではなく合議体による検討、法律専門家等の第三者の関与など、慎重な判断を確保する仕組みも重要である。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>市長が、応急公用負担の職権を行使できる要件は、当該市の区域に係る武力攻撃災害であること、武力攻撃災害が発生又はまさに発生しようとしている場合であること及び武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときであり、また、行使に当たっては、他人の財産に重大な制限を加えるものであるから、その目的達成に必要な最小限度において行使するよう留意すべきであると規定しており、市国民保護計画においてもその趣旨に基づき記載しています。</p> <p>また、武力攻撃事態等において、法律の規定に基づき収用その他の処分によって加えられた財産上の特別の犠牲に対しては、適切な補償を行うこととしています。</p>